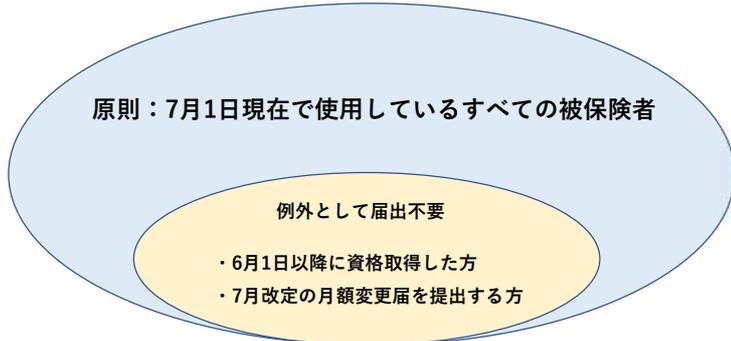


# 労務 ROAD

## ■算定基礎届の提出が近づいてきました

健康保険・厚生年金保険の適用事業所では、毎年1回「算定基礎届」の提出が必要です。被保険者の実際の報酬額と、毎月の保険料決定の基準になる標準報酬月額との間に大きな差が生じないように、4～6月に支払った報酬を届け出ます。この届出内容に基づき、本年9月から翌年8月まで、1年間の標準報酬月額が決定されます。

【届出が必要な労働者の範囲】



提出期限：7月1日から12日まで



標準報酬月額の対象とは、賃金・給料・俸給・手当・賞与などの名称を問わず労働者が労働の対償として受けるものを全てを含みます。

(例)

|           | 金銭で支給されるもの  | 現物で支給されるもの   |
|-----------|---|--|
| 報酬となるもの   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本給（月給・日給・時給など）</li> <li>・家族手当、通勤手当、住宅手当、扶養手当、特別手当、職務手当など</li> <li>・年4回以上の賞与</li> </ul>             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・通勤定期、回数券</li> <li>・食事、食券</li> <li>・社宅、寮</li> <li>・被服（勤務服でないもの）</li> <li>・自社製品</li> </ul> |
| 報酬とならないもの | <ul style="list-style-type: none"> <li>・大入袋</li> <li>・見舞金、慶弔金</li> <li>・解雇予告手当、退職手当</li> <li>・出張旅費、交際費</li> <li>・傷病手当金、労災の休業補償給付</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・制服、作業着（業務用）</li> <li>・見舞品</li> <li>・食事（一定額を本人が負担）</li> </ul>                             |

※上記表は例示ですのでその他に報酬に当たるかどうかお悩みでしたら弊所までご連絡ください。

## ■8・9月随時改定予定者の算定基礎届について

8月または9月に随時改定が予定されている社会保険の被保険者については、事業主から申出をした場合は算定基礎届の省略が可能です。

⇒届出省略の申出を行う場合は、次のとおり算定基礎届を作成の上、ご提出ください。

- (1) 報酬月額欄は記入せず、空欄とする。
- (2) 備考欄の「3.月額変更予定」に○をつける。
- (3) 「9.その他」に○月月変予定と月額変更予定月を記入する。

| 項目名 | ① 被保険者整理番号  |             | ② 被保険者氏名   |            | ③ 生年月日    |         | ④ 適用年月               |         | ⑤ 個人番号 [※70歳以上被保険者の場合のみ] |  |   |
|-----|-------------|-------------|------------|------------|-----------|---------|----------------------|---------|--------------------------|--|---|
|     | ⑥ 従前の標準報酬月額 | ⑦ 従前改定月     | ⑧ 報酬月額     |            | ⑨ 昇(降)給   | ⑩ 増及支払額 | ⑪ 総計(一定の標準報酬額以上の者のみ) |         | ⑫ 備考                     |  |   |
|     | ⑬ 給与支給月     | ⑭ 給与計算の基礎日数 | ⑮ 通貨によるもの額 | ⑯ 現物によるもの額 | ⑰ 合計(⑮+⑯) |         | ⑱ 平均額                | ⑲ 修正平均額 |                          |  |   |
| 1   | 14          |             |            |            | 5-390224  | 31年9月   |                      |         |                          |  | 1. 70歳以上被用者算定 (算定基礎月: ) (2)<br>2. 二以上勤務 (3) 月額変更予定<br>3. 途中入社 (4) 病休・育児・休職等<br>4. 短時間労働者(特定適用事業所等) (5) 各欄可決<br>9. その他 (8) 月月変予定 |
|     | 4月          |             | 0円         | 0円         | 0円        | 0円      | 0円                   |         |                          |  |   |
|     | 5月          |             | 0円         | 0円         | 0円        | 0円      | 0円                   |         |                          |  |   |
|     | 6月          |             | 0円         | 0円         | 0円        | 0円      | 0円                   |         |                          |  |   |

※省略する場合でも算定基礎届の提出は必要です。

VOL. 751  
(2106-1)



〒541-0056  
大阪市中央区久太郎町  
1-9-26 LUCID SQUARE  
SEMBA 5F  
TEL:06-6264-6264  
FAX:06-6264-6265  
HP: <https://k-s-j.net/>  
編集：木下・安曇・黒瀬・姚

社長が入れる  
労災保険のことなら

「葛城経営研究会」

詳しくは、  
06-6264-6543 まで！

～ご協力のお願～

いつも労務ROADをご愛読いただき誠にありがとうございます。

先日お送りいたしました、アンケートにつきまして、7/2まで受付をしております！

皆様の一声を社員一同お待ちしております。



【＼＼絶賛受付中／／】  
プレゼント企画実施中

アンケート回答期限  
7月2日(金)



6月 労務スケジュール

- ・労働保険年度更新準備 (申告：6/1～7/12)
- ・特別徴収住民税額の更新
- ・外国人労働者問題啓発月間